

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程に基づき、市政事務に対する一般質問を開始いたします。

それでは、最初に1番古賀議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

1番 古賀議員

古賀議員／Good morning, everyone. ***。

皆さんおはようございます。

ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、1番古賀珠理の一般質問を始めます。

先日、夫と子供が3週間ぶりにアメリカから帰ってきました。

子供たちの成長は目を見張るものでしたが、何より私をよく褒めてくれるようになりました。

マミー、お化粧しなくてもかわいいよとか、マミー、そのパジャマかわいいねとか、似合ってるねとか。

3週間前、すっぴんも、パジャマも変わっていないのですが、目にとまるものに対して褒めてくれます。

もともと、アメリカは褒める文化の国ですが、子供たちがアメリカの家族からたくさん褒められたんだらうなと思いました。

人は、褒められると自己肯定感が高くなります。

私も最近、ちょっとスランプに陥っていましたが、子供たちのおかげで脱出ができそうです。

褒める、褒められるとは、お金をかけずに人を救うことができる魔法だなと改めて思いました。

さて、今日は3つの項目で進めていきたいと思います。

1、教育行政について、2、障がい福祉について、3、特定都市河川についてです。

では、教育行政について進めていきたいと思います。

2017年、教育機会確保法が施行されました。

これにより、不登校支援は、学校復帰よりも社会的自立が目標であるというものに変化しました。

子供の休養の必要性、学校以外の学び場の大切さ、不登校は誰にでも起こり得ることで、問題行動として捉えてはならない。

また、国、地方公共団体と民間の団体が協力、連携していく、そして、子供や親へ必要な情報を提供することについても明記されています。

学校に戻すことがゴールではないという、文部科学省が、不登校対応に対して歴史的な見直しをしたのです。

さて、早速ですが、武雄市では、この教育機会確保法を踏まえた不登校の児童生徒への支援はどのようなことを実施しているのかお伺いをいたします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

議員から御指摘いただきました2017年、平成29年になりますけれども、施行されました教育の機会の確保等に関する法律を踏まえまして、武雄市内小中学校においては、不登校児童生徒たちに対しまして、個々の状況に応じた支援を行っているところでございます。

具体的には、別室での学習支援、授業のリモート配信、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる家庭環境等への働きかけなどを行っています。また、武雄市学校適応指導教室スクラムにおいては、市内の希望する不登校児童生徒にを対象に、個々の実態に合わせた教育相談や学習支援、あるいは体験活動を行っているところでございます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／私の夫は、御存じの通りアメリカ人ですが、夫は小学1年生から、中学2年生までホームスクーリングでした。

学校に通わず、自宅で母親の下、カリキュラムをこなし、公立の高校、大学に進学しています。

アメリカは既に30年前には学びの選択性は確立しており、不登校という概念は存在しません。令和元年度に、広島県教育委員会は、公立高校入試の際に提出する調査書から、出席日数などに関する記述欄をなくすことを発表、令和5年度から入試に導入されます。

これは、学びの場の選択肢が考慮された先駆的な取組だと思いますが、なかなかここに至るまで佐賀県では時間がかかるのかもしれませんが。

しかし、このような取組が全国の中にはあるという例を御紹介しました。

学校以外の学びの場として、武雄市教育委員会が管轄している武雄市学校適応支援教室スクラムがあります。

先日、スクラムにお伺いして、建物の見学や、支援員の方とお話をしました。

もともと、如蘭塾の建物をお借りして始まったスクラムは、二十数年続いているそうですが、庭先の家庭菜園を使った芋さしや、野菜の収穫等の学びも織り交ぜながら、子供たちの状況に応じた活動ができるように配慮されていました。

しかし、この適応支援教室の名称は、学校復帰が前提と定義されています。

また、学校適応支援教室という名称からも分かるとおり、不登校の子供たちは学校に不適応であることが前提で、適応指導が強調されています。

現在は、全国で適応支援教室は、学習支援センターという名称に変わっていますが、スクラムのチラシやホームページを見ても、学校復帰という言葉がいまだに使われています。

また、武雄市学校適応支援教室設置要綱第1条の中にも、学校復帰を支援することを目的としてという文言があります。

では、近隣の嬉野市に目を向けてみました。

実際に、嬉野市教育委員会に足を運び、学習支援センターについてお話を聞いてまいりました。

ホームページやチラシ、また、嬉野市教育支援センター設置要綱には一度も、学校復帰という言葉が使われていません。

なぜ、私がかたくなに、学校復帰の文字があるかどうかにかかわっているかということ、この学校復帰という言葉がどれだけ不登校の子供たちにとって脅威かということ。

復帰したくてもできない子に、復帰ありきの場所だと明言することで、足がすくむ子供がいるかもしれない。

ならば、武雄市も、嬉野市のように、学校復帰という言葉を経済にのっとなってなくせばいい、そのように思いますが、教育委員会としてどのようにお考えかお尋ねします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／武雄市の適応指導教室のスクラムの件について御質問でございますが、令和元年度10月に、文部科学省から、不登校児童生徒への支援についてという通知文がまいりました。

不登校支援においては、学校復帰のみを目標とするだけでなく、児童生徒の社会的な自立を目指すべきであるという旨が示されています。

スクラムの取組も、児童生徒の社会的な自立に向けてた支援でありますから、議員御指摘のとおり、名称変更も含め、武雄市学校適応支援教室設置要綱については、今年度中に改正を行うこととしております。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／改正をしていただくということで、早急に、ありがとうございます。

これまで、生きづらさを抱える子供たちと表現されている子供たちは、思春期に入った中高生の問題だと思われていました。

ところが、小学生でも友達や先生との人間関係、学校生活の中での生きづらさを感じている子が増えています。

学校に行けない、学校に行かない、様々な理由で不登校になっている児童がいます。が、低年齢化する不登校児童について、武雄市の取組をお伺いします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／低年齢化する不登校の児童のことについてでございますけれども、一般的には、低学年の児童ほど家庭環境からの影響を受けやすいとされているところであります。

低学年の不登校や不登校傾向の児童が在籍する学校では、保護者との連携をより密にし、その困り感を共有した上で、関係機関とのケース会議を実施して、チームとして支援を行っているところでございます。

例えば民生委員さんによる家庭訪問、あるいは放課後デイサービスとの連携、そして、武雄市に配置しております笑顔のコーディネーターさんが支援団体へつないだりということを行っているところでございます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／たくさんの支援を不登校の児童にしているということが分かりました。では、今、求められている支援について、実際に不登校児童生徒の保護者の方にお聞きしました。

スクラムの通学にスクールバスなどの移動支援が欲しい、スクラムの時間帯を見直してほしいという意見がありました。

これは、仕事をされている保護者の方々の送迎の負担から来ることです。

移動支援に使われているほんわカーの利用頻度が少ない路線の車をスクールバスにすることができないかという意見もありました。

武雄中高区の子供たちは、自力でのスクラムへの通学は可能な範囲ですが、武雄市に1つしかないスクラムへの登校、山内、北方、川登、北中校区の子供たちは送迎が必須になります。バス通学の可能性もゼロではありませんが、時間帯や子供たちの状態によっては厳しい状態です。

ならば、校区ごとにセンターを造るというのも検討してもいいのではないかと思います。

子供たちが自力でセンターに登校できる環境づくりをすれば、移動支援や時間帯は解決の方向に向かいます。

不登校についての研修会を行ってほしいという意見もありました。

学校の先生には研修会があっても、保護者や地域の人たちへの不登校への理解はまだありません。

理解促進のためのアクションはとっても大切なことだと思います。

不登校のお子さんを持つ保護者の皆さんが口をそろえておっしゃいました。

まさかうちの子が、うちの子に限って、誰にでも起こり得ることと認識していれば、もう少し初期の段階で適切な対応ができたのではないかと、無理矢理学校に行かせようとしなかったのではないかと、そのようにお話しされました。

法律が新しくなってまだ数年しかたっておらず、本人の意志以上に、学校に登校するという結果が重視されてきた時代が長かっただけに、学校復帰前提策の払拭時間がかかります。

これに付随した問題になりますが、不登校児童生徒並びに保護者に対する必要な情報の提供について、武雄市教育委員会ではどのようなことをされているのかお伺いします。

議長／松尾教育長

松尾教育長／不登校の子供たちの保護者への情報提供についてでございますけれども、これについては、各学校において教育相談だよりなどを配布して、学校の教育相談体制を周知することに努めております。

あるいは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの紹介などを行っておるところでございます。

加えまして、県教育委員会が毎年度作成しております、保護者のための不登校支援ガイドという冊子がございますが、その冊子を該当の保護者に周知しているところでございます。

今後も、事業をとらえた保護者への情報提供を行っていきたいと考えております。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／伝わっているようで、伝わっていないケースはたくさんあります。

伝わっているだろうではなく、確実に情報が伝達できるような仕組みを構築していただきたいと思います。

最近、佐賀県教育委員会のホームページが、不登校支援についての情報が探しやすいように新しくされました。

これは携帯で検索したときのスクリーンショットですが、1人で悩まず、まずは相談をという言葉が目に入ります。

この一言で、不安な子どもや保護者がどれだけ救われるか。

私も短期間でしたが、不登校経験者ですので、安易に想像ができます。

武雄市教育委員会のホームページを見ますと、不登校支援の情報は探しづらいです。

ここもぜひ見直しをしていただきたいと思います。

先日、第三期武雄市教育大綱が記者発表されました。

私は、武雄市子ども教育会議をこれまでずっと傍聴していますが、今年に入って既に4回行われ、教育委員の方々の思い、各種団体への意見の聴取など、たくさんの協議のもと、教育大綱が出来上がりました。

この大綱の指針に、誰一人とり残さない、3、希望を持ち、夢を実現するには、不登校の子供たちにも大きく関わる場所だと思っています。

ムーブファワード、私の大好きな言葉の一つです。

我が家では、子供たちが今までできなかったことができるようになったときに、ムーブフォワードと子供たちに向かって、前に進んだね、頑張ったねという意味合いで声をかけます。

武雄市も不登校の子供たちにも、やさしいまちとして前に進んでほしいと思います。

では、次に、障がい福祉について進めていきたいと思っています。

障がい者を取り巻く環境は、時代とともに変化しています。

平成15年に、障がい者福祉制度が、措置制度から支援費制度が導入されました。

措置制度とは、地方自治体が支援制度を決定し、実際にサービスを実施する事業者に委託する仕組みでしたが、個々の尊厳が重視されてきた時代にそぐわないものとして、支援費制度に変わりました。

受けたいサービスを自分で選ぶ支援費制度は大きな転換になりましたが、様々な問題があり、平成17年に、障害者自立支援法が公布され、サービスの一元化、サービス度に応じた定率の利用者負担、いわゆる応益負担などが導入されました。

その後、平成18年に障害者権利条約が国連総会にて採択され、平成20年に発効されました。

この条約などの根本に、障がい者の権利擁護の重要性は増してきています。

さて、国では第5次障害者基本計画が今年度から始まりましたが、武雄市の障がい者計画は、今年度までとなっています。

では、平成30年度から今年度までの6年間でどのような内容が実施されてきたのかをお伺いします。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／おはようございます。

モニターをお願いします。

武雄市の現計画の計画期間につきましては、議員おっしゃられたように、平成30年度から令和5年度の6年間であります。

この間に実施した主な施策についてですが、1つ目として、相談支援体制の充実としまして、福祉まるごと相談窓口を設置しました。

障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、子供などの分野を超えた、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する、各支援機関の連携強化を図ったところです。

次に、障がい福祉サービスの充実として、在宅支援や施設入所の支援、就労支援等を実施しております。

障がい児支援の強化として、子ども発達支援室を設置し、発達障がい時の早期発見、早期療育、及び相談体制の充実を図り、また、障がい児通所支援等を実施いたしました。

災害時における支援として、入浴支援や医療的ケア児を対象とした避難訓練を実施したところです。

障がい者雇用の促進のため、関係機関との連携により、事業所向け障がい雇用普及啓発セミナー、そして、障がい者就職説明面接会を開催し、障がい者の就労につなげてきたところです。

そのほか、手話言語などの条例制定を行い、手話言語等の普及にも取り組んだところです。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／前回の6月の一般質問でも申し上げましたが、5月に医療的ケア児の避難訓練を見学させていただきました。

ケア児の保護者の方と市の担当者との信頼の厚さはみてとれましたが、これは相談支援体制の充実の結果のたまものだと思います。

では、来年度以降の計画策定はどのようになっているのか、進捗状況、そして、どのように進められているのかをお伺いします。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／進捗状況としまして、昨年度において、計画策定における現状と課題の把握のため、障害者手帳をお持ちの方を対象としたアンケート調査を実施いたしております。今年度は6月に策定委員会の第1回を開催しまして、現在、計画の素案を作成している状況です。

今後の予定につきましては、計画等の素案について、策定委員会でさらに協議をし、12月議会において、計画の案を報告する予定であります。

その後、令和6年1月にパブリックコメントを実施し、市民の皆様の御意見を踏まえ、最終案を作成した後、策定委員会に諮り、3月に策定を完了し、3月議会への計画の報告を予定

しているところです。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／では、今後の武雄市における障がい福祉施策の要点、これはどのようなものになっているのかお伺いします。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／モニターをお願いします。

今後の障がい者施策についてであります、今回策定中であります第2次障がい者計画に基づき進めていく予定であります。

その計画につきましては、現在の計画やアンケート調査の結果を踏まえながら、協議している状況であります。

その中で、計画の重点事項としまして、一つ目、障がい者の視点での支援、地域共生社会の実現、それから、障がい者の安心な生活権利の保障、この3項目を重点項目として考えているところです。

また、新たな課題となっております、ヤングケアラーを含む家族への支援でありますとか、障がい者による情報の十分な取得利用、意思疎通支援の充実、それから、子ども真ん中社会の視点にたった障がい児支援、これらの観点などを踏まえて、施策を考えていく予定としているところです。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／この武雄市障がい者計画が形だけの計画ではなくて、実効性のある計画の策定になるように、しっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

障がい児をもつ保護者の方から、子どもの世話等でなかなか就労ができないとお聴きました。

保護者が外の世界と遮断されないように、子どもにつきっきり時間を、少しでも自分の時間に使えるように、そのような、障がい児、障がい者の方を取り巻く方たちの支援の充実、これも必要だと思いますが、市長、これについてどのようにお考えでしょうか。

議長／小松市長

小松市長／おはようございます。

障がい児の支援ですけれども、先ほど、ちょっとお話触れられた、医療的ケア児の支援というところで言えばですね、医療的ケア児をお持ちの保護者の方は、例えば、たんの吸引とか、そういったのはもうずっとつきっきりで、やはり子どものそばにいなければならない。

子どもが学校に行ったときも、やっぱりつきっきりであると。

そういうお話を聞いて、やはりどうしても疲れてしまいます。

そして、あとは、仕事をしたくてもできません、まさに同じようなお話を聞きました。

何とかできないかなと思ひまして、学校に子どもが行っているときには看護師を配置をして、そのときに仕事をしてください、あるいは少し休んでくださいと、そういった支援策を今、取っています。

やはりこういった考えをさらに広げていくというのは大事だと思っています。

障がい児の支援は、本人の支援だけではなくて、それを取り巻く家族の支援、さらには、やっぱりそれを温かく社会で支えていこうという、そういった社会づくりまで含めてやっていく必要があると思います。

御指摘の部分についても、ぜひ実行性があるように、障がい者の計画に盛り込んでいきたいと考えています。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／市長の温かい言葉、ちょっと涙が出そうになりました。

まちで活動されています障害者協会の、会員の高齢者が進んでいると協会の方から声が入ってきました。

個人情報観点から、障害者手帳をお持ちの方、新しく取得される方の情報が入ってこず、協会の会員の減少、高齢化が顕著だということです。

この件についても、協会の方と協議をしていただき、解決の糸口を見つけてほしいと思います。

次に、特定都市河川についての質問をしていきます。

今まで、幾度となく、ほかの議員の方からも一般質問として取り上げられました特定都市河川、特定都市河川流域についてですが、私は、雨水浸透阻害行為を行う際の流出抑制について質問していきます。

なかなか聞き慣れない雨水浸透阻害行為について、まず簡単に説明します。

現況の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させる恐れのある行為を、雨水浸透阻害行為と言います。

まず、早速ですが、令和5年3月27日、六角川流域が、特定都市河川に指定されました。

この特定都市河川の指定について、どのような方法で住民、企業などへ周知を図っていたのか、お伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

議員御質問の六角川流域の特定都市河川の指定についての説明につきましては、昨年9月議会で、特定都市河川指定を目指すことを表明して以降、記者会見や市報、チラシの全戸回覧、窓口でのリーフレット配布、ホームページなどで周知を図ってまいりました。

また、商工会議所や商工会などへの説明、各町区長会での意見交換会を実施したところでございます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／今年1月、治水とまちづくりを考えるシンポジウムが開催されましたが、パネルディスカッションでも幾度となく、特定都市河川のことが挙げられていました。

たくさんの方がお集まりになっていましたので、これも周知の一つになったのかなと、そのように思います。

では、特定都市河川の指定により、1,000平米以上の雨水浸透阻害行為に対して、雨水貯留浸透施設の整備など、対策工事が義務づけられることになりましたが、対策の例としてはどのようなものがあるのかお尋ねします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／まずもって、雨水浸透阻害行為とは、先ほど議員からも御紹介がありましたとおり、1,000平米以上の土地を新規で開発をする場合には、雨水をためる施設や雨水を浸透させる設備が義務づけられることになっております。

モニターをお願いいたします。

モニターにお示ししていますのは、モニターの上のほうになりますが、上のほうが雨水浸透阻害行為の一例でございまして、いずれも雨水が土地に浸透しにくくなる行為となります。

宅地造成などをする場合は、雨水貯留浸透施設の例といたしましては、下にお示ししていますとおり、透水柵や透水性舗装、また、造成地内に調整池などを整備するなどの雨水貯留浸透施設の整備がございます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／武雄市内にある雨水の貯留浸透施設を2か所回りました。

市道西山線沿いにありますこの広場、写真を撮影しているときにお母さんらしき方と、小さいお子さんがベビーカーでこられ、広場でお散歩されていました。

ふだんは公園のような用途で活用でき、大雨の時は調整池になる広場です。

このように、1,000平米以上の宅地造成の際に、調整池にもなる広場がセットで開発されたら、子供たちのちょっとした遊び場や高齢者のいこいの広場などに活用できるのではないかと思います。

これは開発業者の方の選択になりますが、小さい子を持つ親として、このような開発が進めばいいなと思います。

これは、市道梶原楠町線沿いにあります、開発に伴ってつくられた貯水槽の写真です。

私は、このようなコンクリートで固められている貯水槽が、スケートボードやBMXの練習場になったら面白いなと思います。

こちらの写真は、私がアメリカコロラド州ボルダーに住んでいたときの住居の近くにあった公園の写真です。

毎日若者で賑わう公園でした。

貯水槽とスケートボード等の練習場を組み合わせるなんて、ちょっと異次元かもしれませんが、打ちっぱなしのコンクリートの活用方法としては不可能ではないのではと、勝手に想像しています。

ロサンゼルスでスケートボードが発祥した当時の練習場は、使われていないプールだったそうです。

最近では、廃校になった学校のプールの活用として、スケートボード練習場にする自治体もあります。

プールと貯水槽は別物ではありますが、雨水貯留浸透施設としての活用だけではなく、何か違う用途にも使えるような楽しいアイデアがあれば、元気で活力のあるまちづくりができるのではないかと思います。

さて、次の質問に入ります。

開発の規模によって、必要となる雨水貯留浸透施設の工事の規模も変わると思います。

そういった相談の窓口はどこになるのかをお伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／従来の土地の状態や、開発後の土地の状況によりまして、さらには開発**

*によって、貯留や浸透すべき量が異なっております。

指定区域で1000平米以上の開発行為を行う場合は、佐賀県知事の許可が必要となり、佐賀県河川砂防課が許可申請の窓口となります。

申請前の事前相談があれば、市の治水対策課でも対応いたしますので、ぜひ御相談いただければと存じます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／特定都市河川の指定によって義務づけられる雨水貯留浸透施設の整備に対して、開発者はいままでかからなかった費用がかかってきます。

それでは、雨水貯留浸透施設の整備について、国や県、市からの補助があるのかどうかをお伺いします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／雨水浸透阻害行為に対する貯留施設や浸透させる整備に、国や県からの補助はございませんが、市は独自で支援制度を今年度から実施しております。

先ほどスライドにて御紹介いたしました透水性舗装や雨水を貯留する機能を持つ広場などの整備に対して補助を行っております。

市内全域を対象としており、雨水浸透阻害行為に対する義務づけ工事にかかわらず活用していただき、流域での雨水貯留に御協力いただきたいと存じます。

また、建物に設置する雨水貯留タンクの購入費補助も行っておりますので、雨水対策の意識向上のためにも活用していただければと存じます。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／施設整備への補助の充実を図るために、ぜひぜひ国や県への支援の要望もよろしくお願ひします。

最後に、特定都市河川の指定によって、新たな開発には一定の規則強化となります。

しかし、それは安全なまちづくりには欠かせないものと認識していますし、私たち市民の命が最優先、床上浸水ゼロを目指した取組であり、安心して暮らせるまちづくりが確実に進んでいくものと思います。

では、この制度を生かしたこれからまちづくりのイメージについて、市長、御答弁をお願いします。

議長／小松市長

小松市長／特定都市河川の指定によって、確かに一定の規制はかかるんですけども、一方で、治水事業は進みます。

治水事業が進むことで、安心安全のまちづくりは確実に進みますし、水害のまちというイメージも払拭できると思います。

したがって、まずは、やはりこの制度をフルに活用して、治水事業をとにかく大きく進めていくというのが大事だと思っています。

これについては、市民の皆さんの御協力も必要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あわせてですけど、今スライドでも出ていますが、治水事業というと、どうしてもマイナスをゼロにすると、それも本当に大事な部分なんですけれども、どうしてもそういうイメージで捉えられてしまいます。

マイナスをゼロにするだけではなくて、例えば制度を使って遊水池とか、調整池とかを整備した場合に、それをためるだけではなくて、それを有効に活用するというところで、治水事業と、あとは住環境の向上、それを両立を目指せないかという視点は大事だと思っています。

そういった話は以前、治水シンポジウムでも申し上げました。

今、話しした考え方に基づいて、安心安全なまちづくりと、住環境の向上による、治水事業をプラスにつなげていくまちづくりを進めていきたいと考えています。

議長／1番 古賀議員

古賀議員／特定都市河川の指定によって、武雄市の開発が遅れると思われる方も実際にいらっしゃるかと思いますが、しかし、この規制強化を逆手に、武雄市だからできるアイデアあふれるまちづくりができればいいなと思います。

これで、1番古賀珠理の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長／以上で1番古賀議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、16番松尾議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

16番 松尾議員

松尾議員／皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、16番、松尾初秋の一般質問を始めさせていただきます。

執行部の答弁のほうは、簡潔で正確にお願い申し上げます。

民生委員のなり手が見つからないと聞きますが、定数に対する充足率は今どうなっているのか、まずもってお尋ねをしたいと思います。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／議員御質問の、武雄市の民生委員さんの充足率でございますけど、定足数が145人に対しまして、昨年12月の一斉改選時には、欠員はありませんでした。

その後、諸事情により、現在2つの地区が欠員となっておりますが、後任の方の途中で、ほぼ定足は充足している状況でございます。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／145人中、2人欠かな。

そういうことですね。

ちょっと、正式には、民生委員・児童委員というんですね。

自分の考えをちょっとお話をしますけどもね、なかなか、なり手が見つからないという中で、そういうふうな状況ということは、やっぱり区長さんたちがしっかりとがんばりさったということ、募集に対してですね、そういうふうに思います。

民生委員の候補者ば見つけることは、やっぱり大変なことだと思いますし、ちょっと資料をもらいましたけれども、民生委員・児童委員制度の概要ちゅうことで、申合せ事項がありまして、令和4年度の改選時のとき、区長と民生委員を兼ねないことちゅうふうにとるわけですよ。

そこでちょっとお尋ねをしていきたいんですけども、区長と民生委員が兼ねたものが、以前、何人いたのかですね。

それに、今現在どうなっているのか。

また、区長さんの奥さんが民生委員になっているという話も聞きますけれども、その辺はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／昨年の改選前におきましては、民生委員さんと区長さんを兼務されている人数は4名でございました。

昨年の改選後につきましては、民生委員さんと区長さんを兼務されている人数は2名でございます。

また、区長さんの配偶者の方が民生委員に就任されている人数は7名という状況です。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／今、答弁いただきましたが、やっぱり、最初、4名だったのが、こういうふうな申し合わせがあって2名に減ったというのは、区長さんがなっている分、兼ねている分、それはよく分かりましたけれども、やっぱり奥さんがですよ、***民生委員をしょんさつとうのが7人っちゃうことでございますけれども、やっぱりそれは問題点だと思いますけど、結局は区長さんたちが、民生委員を見つけようってなかなか見つからんけんですよ、仕方なく奥さんがないよんさつとうのも結構あったっちゃうかなかなというふうに思うわけですね。

やっぱりその辺が、やっぱり問題点じゃなかなかなというふうに私は思っておりますけれども、民生委員をすることは、ボランティアといえども、仕事量と活動からいっても、私は本当に、大変な仕事だと思うわけですよ。

大変だというふうに思っておりますけれども、今度また質問していくんですけどもね、民生委員さんの中にも、援助を必要とする人ですね、ひとり暮らしの老人とか、母子父子家庭とかですよ、低所得者の世帯とか、障がい者の世帯とか、問題児がおるところとかですよ、そういうふうな援助を必要とする人が***多さってことですよ。

そういうとこ、あんまおんされんとこと、いろいろあると思うですよ。

やっぱり活動量としてそういうところあると思いますけれども、質問として、対象者が多いところと少ないところで、活動の活動費は一律なのか、その辺はどうなんですか。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／民生委員さんには、皆さんに一律の活動費をお渡ししております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／活動費は一緒だということですけども、月額幾らですかね、月額。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／民生委員さんの活動費につきましては、月額1万100円となっております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／そもそも、やっぱりその活動費が1万100円というのは、私は安すぎなんかというふうに思うわけですね。

民生委員さんが大変ということから考えても、安すぎると私は思います。

だから、そういう意味においては、区長さんが、この金額ある程度大きかったら、やっぱり、見つけもやすいしですね、民生委員さんを。

なかなか、そういう意味では、見つけるのが大変だから、いろいろな意味で、奥さんになったり、いろいろしてるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。

その辺にやっぱりいつもなるんですけどね、やっぱり一律支給っていう話がありましたよね。活動が多いところも、少ないところも、一律支給という話がありましたけども、やっぱり活動に見合った支給ができないかですよ。

併せて、1万100円という活動費ですかね、それも安すぎと思いますので、その辺も、増額についてもお尋ねしたいと思います。

2点ですね。

議長／後藤福祉部理事

後藤福祉部理事／議員御指摘の、活動状況に見合った活動費につきましては、理解はできませんが、活動状況に見合った活動費の算定につきまして、実際にどのようにするか、なかなか難しいところがあると感じておりまして、これにつきましては今後、研究をさせていただきたいと考えております。

それから、全体的な活動費の増額につきましては、さらなる財政支援につきまして、九州市長会から全国市長会を通じて、国に要望をしているところでございます。

今後も引き続き、国に要望していきたいと考えているところでございます。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／ちょっと要望をしていきたいと思いますね。

やっぱり本当は、やっぱり 1 万 100 円というのは、なかなか安かと思うですね。

だから、結果として、奥さんが 7 人ぐらいなとったという、配偶者がなとったという話がありましたけども、やっぱり誰かお願いに行って、なかなかやっぱり見つからんのですたいね。

だからやっぱり区長さんの立場からすると、***、また***、ぜひそこはしっかりと要望活動をしていただきたいと思いますけども、市長、この点、どがん思いますか。

議長／小松市長

小松市長／まず、民生委員・児童委員の皆さんには、本当に、私も大変だと思います。

頑張っていておまして、本当に感謝しております。

月額 1 万 100 円ということで、県内では 2 番目の高さではあるのですがけれども、おっしゃるとおり、やっぱり、実際今、ますます社会が様々な課題が増えてきている中で、民生委員の皆さんにお願いする部分も増えてきています。

なので、ここについてはほかの様々な手段で、なんとか増額ができないかということで、結果的な、民生委員さんの、1 万 100 円という部分以外にも、なんとかそこはできないかということで進めておりますけれども、加えまして、ここについては、佐賀県市長会から全国市長会に既に要望を出しておりますので、全体的な範囲を（？）広げるということは、今後もしっかりと要望していきたいと思っています。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／県では 2 番目の高さという話でございましたけども、しっかりと要望活動して、やっぱり、区長さんたちがやっぱり民生委員さんと***候補者ですね、民生委員候補者を募集しやすいような環境をつくっていただきたいというふうに強く思うところでございます。よろしくをお願いします。

次に、移動定住でありますけども、質問として、新幹線も通ってですよ、今月の 23 日で 1 年になると思いますけども、移住者の状況は今どがんこた感じですか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／おはようございます。

開業以降、移住相談件数につきましては、前年度と比較しまして約1.8倍に増加しております。

市の人口に関しても社会増が続いており、新幹線開業が本市への移住定住の促進につながっているものというふうに考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／1.8倍に増えてるっちゅうことで答弁いただきましたけれどもね、ちょっと私が思うところの問題点を言ってみたいと思いますけどもね。

実はですよ、ある地区なんですけど、ある町の地区で、自分の友人に電話したわけですよ、***何しようやって電話したぎね、区役やもんねって言われたわけよ、区役って。

わしは(?)この前も区役って言うたたいって話ばしたわけですよ、それが年間ね、十二、三回、区役があらしかですよ、十二、三回。

そんなとき、私はぱっと思つたんですよ。

そがんととき果たしてね、移住者の来るのかなという思いがしました。

そこでお尋ねしたいんですけれども、移住促進を図る上で、地域の区役が移住の妨げになっているという話はありませんか。

どがんですか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／まず、地区において区役を地域保全のためにいろいろ取り組んでいただいていることにつきましては大変感謝しております。

移住相談の際には、地域に区役があるというようなことも含めて紹介をしております。

その後、移住された方からの苦情等については把握しておりません。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／把握していないということで、なかとかも分かりませんが、そのとき、再度、説明ばしんさったとき、区役のこんきさ(?)ああですもんねっていうぎ、はなから移住さしんされんかも分からんけん、はなからそういうふうな苦情などの把握ばしとんされんかったとかも分かりませんね。

それはそがんでしょうね。

そがんかも分かりますよね、最初からこんぐらいああですよって、そがんとこ大体行かんけんですね。

そういう意味においてはなかったのか分かりませんが、やっぱりこれはほかの議員さんも、牟田議員さんとか、江口議員さんも区役の話をしよんさったですね。

区役は、やっぱり移住促進ば図る立場でも、やっぱりもっと行政で少しお手伝いをしてほしかなというふうに思います。

これは答弁といったらきかん(?)ばってんですね、そういうふうにつくづく思うとですよ。やっぱり年間12回も3回もあるところにはやっぱりなかなかね、移住者も行かんのにやというふうに思いますので、そこんところは少しでも減らして、移住を促進することをするためにですよ、やっぱり行政としてもね、お手伝いばしてほしいというふうにつくづくですよ、ほかの議員さんもしっかり言いよんさったけん、私も一緒になって言いますけども、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

そして、もう一点ですよ、私が思う問題点としては、移住するに際して、保育園の途中入園ですね。

家の近くの希望する園に入りたいという話を聞くかですよ、なかなか入れないちゅう話も聞きましたけども、移住促進を図る上でその辺問題になっていませんか、いかがでしょうか。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／担当部署のほうに確認をいたしましたけれども、移住なされた方で、入園を希望される方につきまして、希望された園にすぐには入れないというような状況もあるというふうに聞いております。

議長／16番 松尾議員

松尾教育長／今、あるというふうな答弁をいただきました。

そこで、保育行政について、この後、ずっと続けてお尋ねをしていきたいんですけどもね。実はですよ、私も以前、入所選考基準についていろいろ話をしました。

そこん中ですよ、地域要件ば入れたらどがんでしょうか、入れてくれんでしょうかという話を以前、質問でしました。

そんでですよ、特に花島なんか部落でつくっている保育園なので、地元のもんが地元の保育園に行けないというのはちょっと問題ですからということでお願ひしたところ、点数がど

うとかこうとかじゃなかったですけども、点数が同点のときは、そういうのを優先するというふうな答弁をいただいたわけですが、ごさいますけれども。

もう私は、地域要件の、入所基準(?)以上の点数は加算してほしいかと思うわけですね、何点かですよ、加算をしてほしいと思いますけども。

実はですよ、よその分をちょっと持ってきたわけですね。

実はこれは、令和5年度の嬉野市の保育園施設の基準表がございまして、そこの中に保育園が所在する小学校区に住んでいる児童はプラス10点とかですよ、点数が加算してあるわけですよ。

これは、嬉野の話でございます。

それで、あと、みやき町ですよ、校区内の保育園を第1希望している場合は、加算するというふうな資料があります。

それに今、今度は、武雄市の教育大綱ですね、地域***育ちあうとかいろいろ書いちゃあばってん、育たれんですもんね、地元の保育園には入らけんぎですよ。

だから、そういう意味においては、この点数を、地域要件の加点についてですよ、加点をしていただきたいと思いますけども、その辺はどがんでしょうか。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／おはようございます。

選考過程につきましては、先ほど議員のほうからもおっしゃられましたとおり、同点になった場合、園が地元根ざしているということ踏まえまして、優先的な入所調整(?)を行っておりますけれども、現時点で、その加点等についてはございません。

この地域状況(?)の加点につきましては、いろんな御意見もあるかと思っておりますので、まずは、市内の各園の御意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／各園も聞くという話ですけども、各園もやっぱり地元の子供を地元に入れたいというのが結構、要望とかあると思いますので、そっちのほうに進むんじゃないかなと思いますけれども。

いずれにしてもですよ、私は、今度は入所判定ですね、基準の見直しをする、仮に見直す場合に、市の職員だけじゃなくて、今話したとですよ、地域の保育園の方々も入れて、抜本的に見直す場合ですね、入れて、今後はずっと行っていただきたいと思いますけれども、その点についてはどがんでしょうか。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／議員御指摘のとおり、園関係者と協議しながら、見直しを行っていき
たいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／入所基準の公開についてお尋ねしたいと思いますけど、以前も、公開してくれん
ですかということは、質問じゃなくて、要望の感じで言いましたよね。

でも、全然実現されていないという現状ですけども。

よそばちょっと調べたとですよ、よそば。

そいぎですよ、例えば神埼市の保育園入所基準表というのがありまして、ここには、世帯状
況、独り親世帯が 35 点プラスとかですよ、また、父または母と別居中とかいって、それで
21 点とか、生活保護世帯が 30 点とか、いろいろこう点数があって、それが公開してるわけ
ですよ。

これは神崎市ですよ。

そして、小城市の場合も、これは、必要な点数、保護者の保育に必要な理由の点数表という
ことで、小城市の場合も点数がここにありますが、点数表がこういうふうにあります。
これも出してああですね。

それに入所調整基準表、名前は全然違うですよ、いろいろ、市によってですね。

佐賀市とか嬉野市も、そういうのが公開されているわけですよ。

10 市のうち、4 市は***ということでございますけれども。

武雄市もですよ、この公開についてはですよ、どがんでしょうか。

していただきたいと思っておりますけども。

議長／古賀こども教育部長

古賀こども教育部長／議員御指摘のとおり、園関係者や、また、問合せ等があった場合に
つきまして公表してまいりたいと思っております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ありがとうございます。

問合せがあったら公開、公表するという事で答弁いただきました。

ありがとうございました。

次に、こいはですよ、保育園の園長さん関係から聞いた話なんですけれども、こども未来課の職員さんは、異動等で、保育園に長く携わった職員がいない、エキスパートの職員がいないという話を聞がありました。

もっと、保育行政に詳しい職員ば置いてくれという話でございましたけれども。

質問といたしまして、人事に聞くがですよ、職員の配置についてはどがんでしょうか。

議長／秋月総務部長

秋月総務部長／おはようございます。

職員の配置につきましては、部署所内の職員の経験年数等を考慮して行っていますが、市全体の人事配置を行う中で、やむを得ず、業務に精通した職員を異動させる必要がある場合もあります。

担当職員が相談や問合せに対しまして、適切な対応ができるように、職員の業務の知識を確実に継承していくことはもちろんですが、人事としましても、業務が煩雑化する時期を避けての異動を考えるなど、業務遂行を円滑に行うことができるように、人事配置については努めていきたいと考えています。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／あまり分かったこと(？)、分からんば***ですけど、取りあえず、検証が**
*よかわけですよ。

その辺もちゃんとしてくださいよ。

こういうふうな声が私たちに届かんとごたですよ、していただきたいと思うしですよ、そがんとこできんごたないですよ。

そがんばずっと置いておいてくださいよと思います。

次に、農地転用と水害対応についてでありますけれども、基本的な考えをまず聞きたいと思えますけれども、農業委員会の基本的な考え方ですね。

農業委員会というのは、私も前農業委員したことありますけれども、まずもって、農地を守る立場であると思えますけれども、この辺どうですか。

議長／田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長／おはようございます。

議員が言われますように、農業委員会は農地を守る立場であります。

農業委員会では優良な農地を確保することを中心に、農業法に基づく、農地の売買や賃借の許可、農地転用案件の佐賀県知事の意見の具申など、農地に関する事務を行っております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／農地を守る立場だということでは分かりましたけれども。

ある会社の農地転用の件でお尋ねしていきたいと思っておりますけれども。

これは、北方町の会社の件です。

実は、これは地元説明会があったわけですね。

ここに資料がありますけれども、製品のストックヤードの造成建設を計画しておりますということで、令和元年6月7日、19時から、追分での公民館でありました。

実はですよ、このとき私もですよ、頼まれて、でばって行ったですもんね。

この追分の公民館までですよ、ちょっと話ば、あんたもちょっと聞いとってくんさいということで、農業者から頼まれてたまたま行っったんですよ。

4年と3か月くらい前の話ですよ。

そんなとき、もう4年と3か月前の話だから、あまり私も、記憶はあまりなかくですたいね。

どがん話やったかなというぎ、会社の人とその造成工事の概要ばずっと説明されて、そして、地元の農業者とか、地元の***の地元の人に来てですよ、令和2年度の大水害があったけん、造成工事で水の流れが悪なったりすぎ、ちょっと心配ですよというふうな声があったように覚えておるんですけどね。

あまり私も、もう4年半も前の話だから、そのぐらいしか覚えておりません。

それで、この流れとして、ちょっとここにスライドを持ってきましたけれども、こういう流れですよ。

農地転用までの流れということで、今、地元説明会ですね。

令和元年の6月7日にあつて、その後、令和元年の水害ですね。

令和3年の水害がありました。

そして、農振除外決定が令和3年9月27日にあつておりまして、農地法上の規定により、申請を審議して、佐賀県に送ったのが今年、令和5年6月20日ですよ。

そして、農地法5条の規定に基づいて、佐賀県の県の許可が出たのが令和5年7月19日ということで、こういう流れでございますけれども、これにまず間違いがないかお尋ねしたいと思います。

議長／田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長／議員が示されました流れで間違いございません。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／もう許可が出たいうんですけれどね(？)、農業に対する審議の内容を検証していき
たいと思うわけですよ。

それは何でそんなこと言うかというぎですよ、反対の嘆願書とかも出とったですよ、この件
ですよ。

それはおいおい聞きますけれども。

その前にですよ、ちょっとスライドしていきたいと思いますけれども、こいですね。

ここで、ここにある会社なんですけども、ある会社があって、そして、造成されるところが、
ここが造成されるようになってるんですね、今回ね。

そして、こい何が問題点かいうぎですよ、分かりやすい言うぎですよ、ここの水路がまずあ
あとですよ。

これは3メートルで、深さも結構ああとですよ。

そして、この増設***だけ、ここだけ2メートルしかなか、幅が。

この先は4メートルああとですよ。

そして、地元の人が不安になっとなさあとですよ、ここが水路がせまかけん、大水になっ
たら、(?)水の、今でも水がこう***流れて、田ん中とか、川のどこ通ってこう流れよっ
たというわけですよ、こちにね。

ここが一番低いので、ここ流れよったと。

ここに、こういうふうな製品の置き場ができればですよ、こっちは六角川のデイ(?)です
もんね。

ここだけが急にせもうなっとうとですよ。

だから、水の流れがあるかけん、田ん中とか、家とかがなごうつかっとうじゃなかろうか、
そういうふうな心配があったわけですよ。

だから、一番問題は、この水路が問題ですよ。

ここがせまかけん。

セボウ(?)の中でそがんなかとですよ。

ここから始まったと思いますけれども。

これがこういうふうな状況なんですけども。

それで、実は、そんで、審議内容ば検証していきたいと思いますけれども、実は、承諾書ばも

らわんばいかんとですよ、こういう承諾書、一応。

それで、地元の区長さんも、ここにあるばってん、地元の区長さんの承諾書はああとですよ。

でも、生産組合長さんの承諾書はなかとですよ。

承諾（？）されんとですよ、生産組合長さんは。

そいで、生産組合長さんの質問になるんだけど、生産組合長の承諾はなかってよかとですか。

どがんですか。

議長／田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長／承諾書につきましては、農地法第5条申請に法的には必要な書類ではございませんが、農業委員会では、農地転用の許可後に問題等が出たときのために承諾書を取っております。

今回は承諾書が取れないということで、承諾書が取れなかった理由書を提出してもらっています。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／法的に必要な書類じゃなかって、そい最初から取らんよか***。

そいで、取れなかったから理由書をもらっているということで、ここに理由書はありますね。もらいました、黒塗りで。

生産組合長の同意に関する理由書ということで、令和5年5月25日、今回の農地転用及び開発行為に関する施工について、同意について、下記の理由によって、生産組長の同意を得ることができなかった旨報告いたしますって。

これは報告書の中ですよ（？）当事者であるこの会社のもんが報告書を出しとんさあとですよ、この会社がね。

この会社が報告書を出しとんさあ。

そして、理由は、本件については、本計画について説明を生産組合に行ったところってずっと書いてばってんですよ、私が一番びっくりしたとは、がんことが書いちゃあとですよ。

万が一、今回の計画が原因で洪水の被害が拡大した場合は補償する旨伝えたが同意を得ることができなかったと。

万が一、今回の計画が原因で洪水の被害が拡大した場合は補償する旨伝えたが同意を得ることができなかったって。

補償ばするとまで言いよんさあとですよ。

これは、見たとき、こんな***書いとんさっちゃなかろうかと思うたですよ、はっきり言うてですよ。

片方の当事者ですよ。

これ、どがん***すぎ。

こがんこと普通は書かんですよ。

何かあったら補償する旨、したということでございますけどもね。

私、びっくりしました。

そがんこと普通、書くのかにやっつて。

これ、よからんこと(?)書いとってなかろうかという思いもあったばってん、いずれにしても、こういうのがなかったといえども、片方の当事者が書いているんだからね、この裏づけ、確認、これ取らんといかんとおもいますけども、生産組合長さんに、これで間違いないか取りましたか、どうですか。

議長/田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長/生産組合長本人の確認のほうは取っておりません。

議長/16番 松尾議員

松尾議員/普通、取らんばいかんと思えますよね。

片方が当事者なら、こう***。

特に、今回の計画が原因で洪水の被害が拡大した場合は補償する旨伝えた***、がんことと言うのかなって思うですよ、普通ですよ、はっきり言って。

今まで、こういうふうな生産組合長から承諾書が取れなかったことは今まであったんですか。

議長/田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長/前任の職員にも確認いたしましたが、私が知っている範囲では、承諾書が取れなかったということはありませんでした。

議長/16番 松尾議員

松尾議員/今まで聞いたばってん、そがんことはなかったちゅうことですね。

今回の嘆願書ですね、これですよ、嘆願書。

これはですよ、豪雨時に水の流れを阻害する農地の埋立てに反対する嘆願書。

令和5年3月10日に出とうとですよ。

それも、嘆願書が掛橋の区長さん、焼米の区長さん。

特に、掛橋区の区長さんというのは、区会まで開いてこれを出したということですよ。

ちょうど隣接しとおとですよ、この地区は追分ですけど、追分は地元だから出てませんけれども、その横の区は出しとんさあとですよ。

嘆願書の趣旨、北方町大字志久追分区の新橋付近において、農地転用後に資材置場として埋め立てる計画があります。

この計画は、豪雨の際に、掛橋区、追分区、焼米区の内水の流れを著しく阻害するもので、計画地の農地転用許可の審議に当たられましては、耕作者のみならず、掛橋区、追分区、焼米区の一般住民全体の水害の被害の軽減を考慮してくださるようお願いいたしますということで、そういうふうな反対の嘆願書が出ているわけですよ。

これに対する対応はどがんしんさったですか。

議長／田栗農業委員会事務局長

田栗農業委員会事務局長／嘆願書の内容につきましては、農業委員会総会の前に行う調査委員会で、この申請に反対する嘆願書が出ていることを農業委員の皆さん確認してもらっております。

その上で、申請者の書類の審査、***の確認を行い、その結果、この嘆願書は、水路からあふれる雨水による浸水被害の軽減を訴えるもので、根本的解決に至るには、水路拡幅などインフラ整備が必要であり、この申請の審議には影響を及ぼさないものと結論づけ総会にかけております。

また、嘆願者2名の方につきましては、回答書を作成し、お渡ししているところであります。

回答書には5項目、1、農地法圃場許可申請には書類上問題がない。

2、今回の申請は、当初計画より面積が縮小され、嵩上げも低く申請されている。

3、地元区長の承諾があり、その意思を尊重する。

4、農業委員会は、農地に関しては関与するが、嘆願書の水路や河川に関する問題については関与するものではない。

5、農地に関する地元耕作者への説明会を開くようお願いした。

以上5項目をもって、佐賀県知事に許可しても差し支えないという意見をつけて送ることに決定しましたということで回答しております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ここにその回答書がありますね。

令和5年6月6日農業委員会会長がですよ、嘆願書に回答っちゅうことでありました。

許可申請については申請上問題がないという話ですけれども、農業委員さんの印鑑もなかです。

そがんともあります。

そいで、ここ何点かずっと聞くんだけど、農業委員会では農地に関して関与することになるが、嘆願書での水路や河川に関する問題については、農業委員会が関与することではないと。

農地に関することなので、水路とか河川は関与するもんじゃないと言ひよんさったです。

回答書(?)あるでしょう。

でもね、ここ見てくださいよ。

承諾書ですよ。

ここですよ。

読みましょうか。

これですよ。

井戸、水路、管理者として何ら必要がないので、承諾します。

井戸、水路の管理者よ。

水路上(?)何も問題なかということで承諾書もらいようですよ。

だから、そういう意味においては、ここもまたおかしかとですよ、私に言わせれば。

はっきり言うて。

農地は、農業委員会***あとは何も関係なかですよねという言い方した。

水路も何も関係なかと***こがんとか***。

そんで、もっと言えばですよ、この第5点(?)ですね。

農地に関する地元耕作者に説明会を開くようお願いいたしましたという話がありました。

私は農業委員さんに聞きに行きました。

農業委員さんも、自分たちが調査委員会のときに現場に行って、これと同じような指摘を会社にしたという話をされました。

それで、ここに書類があるんですけども、農業従事者に対する農地に関する説明会の開催、6月2日、18時からということで、社長の挨拶があつて、経過の説明、家屋調査時の説明、土地造成予定地の計画の説明、土地かさ上げ時に対する説明とかあつてですよ、そのときですよ、農業者何名ですか、3名呼んじやった、3名。

そういう話をその農業委員さんにも話しばしたですよ。

3名呼んで、したですもんねって、全く自分たちの思うとは違う。

もっと自分たちはね、調査委員会するとき、会社に申したときは、もっとたくさんの農地の関係者を呼んで説明会してくれという思いで言うたという話ばしんさった。

ですよ、実際はこれ、3人なんですよ。

これは、地元の耕作者にということで3名なんですけども、これ、私、黒塗りばってん調べました。

隣接した農地の人ですよ。

耕作者はそこの中で1人しかおらんとですよ。

あと2名は、ただの地主さんですよ、はっきり言って。

だから、こういうのはでたらめですもんね、はっきり言って。

こういう感じですよ。

そんで、もっと言いたいんだけども、ちょっと待ってくださいね。

***今回の申請では当初計画で面積が縮小され、かさ上げ高も低く申請されていると。

当初の面積より縮小されたって、確かに調べたら、最初はここまでと、ここを予定やったです。ね。(?)

この分が縮小されたという話ですけども。

農林課に、農振除外の件で聞くんだけども、これだけ変更したという変更手続が出てますか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／おはようございます。

本件の申請内容に係る計画変更につきましては、現実で報告はあっておりません。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／興奮して、すみません。

ちょっとね、でたらめかとですよ、はっきり言うて。

そがんとも出してなかったら、堂々と変更しましたと、縮小しましたと言いながらよ、こういうのは、肝腎要なのは出とらんですよ。

私はね、今回、もう終わったことだからいろいろ言わんですけどね、もう農業委員会の委員は、はっきり言うて、もう、農地転用の御用機関に(?)成り下がったような感じがすつですよ。

農地を守る立場の農業委員会が、転用の御用機関(?)に成り下がったと、もう私は、そういうふうに偏っているというふうに思います、はっきり言うて。

これは、ですからもう、これは農業委員会の許可も出たからね、これ以上言わんばってんですよ、といいながら言うんですけどね。

すみません。

実はね、ここですよ、こことこ、実は、この先に、志久排水機場がああとですよ。

そして、その排水機場をですよ、****さんという人から話を聞いたんですけども。

水の流れの悪るうなあけん、本来なら、水がどんと来れば、2台もポンプを回すと(?)。

1.5トン、1.5トン、3トンかかるばってんね、水こんな、いっちょ(?)しか使われんですもんねって。

そがんごたですもんねという話ですよ。

そんとき、誰が責任持つんですか。

1台しか使われん、水害が***なった場合、市が持つんですか、農業委員会が持つんですか、この会社が持つんですか、答弁お願いします。

議長/すみません、通告の範囲を少し超えておりますので。

質問を続けてください。

松尾議員/要は、一台しか稼働できないときの被害が出た場合は、誰が責任を持つのかということですけども、答弁できんですか。

もうよか、言うたなか、言わんでよか。

そがんふうな話があっとうとですよ。

1台でしかできんぎ、どがんですかかって。

言いよんさあですよ、2台も使われんよって、水の来んけんって。

もうよかです。

一番大事かと言います。

ここですよ、この水路、先がひろうして、ここがせごう(?)して、また先がひろかて。

ここが、***最終的な問題解決、もうここしかなかとですよ、ここばひろく(?)としか。

この点についてどがんですか。

議長/庭木企画部長

庭木企画部長/議員御指摘、また、御提案のとおり、隣接する水路を広げることにつきましては、水害対策の有効な手段ということはあると存じております。

しかしながら、現行の補助制度におきましては、採択条件などのハードルが高く、実施は厳しいかと考えております。

今回、特定都市河川に指定されたことによります治水関連の事業として取り組むことができないか、国とも協議し、また、開発事業者や地権者の御理解、御協力を得ながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／とにかく、この件は、とにかく、こいばいっちょ解決してくんさぎ、皆が安心しんさと思うですもんね。

これ重要なことですよ、本当にこの水路はですよ。

これが農業委員会の計画か何かでいけばですよ、こいだけば広げてですよ、こういうのせなかつたけんこそね、これが問題提起になったわけですよ。

あふるっばいって。

***水害のとき大変ばいということで、問題になったと思いますので、この辺をしっかりと進めてください。

もう時間あまりなかですな。

めずらしかね。

次に、農業の諸問題についてお尋ねをしていきたいと思えますけれども、冬のカモによる麦の被害ですな。

特に農業者に聞いたら、六角川の河川の改修があつて、その関係で、***なんかも切ったところで影響があつているちゅう話もありました。

そして、春のカラスによる麦の被害、見せますけども、これ、見てください。

1番端っこですけども、この辺ば全部カラスがいちくうとですもんね、端っこばですよ。

いちくうとですよ、カラスが。

渡り鳥じゃなかですよ、吉原議員さん。

私も現場行きましたから、いちくうとですよ。

そいで、まわし(?)、夏のジャンボタニシによる水稻被害、北方町、***ですか、ほとんどいちくわれとうですよ。

これは東川登、ここも見てください、***ですよ。

これ武内町、ここもいちくわれとうでしょ。

ここもほら、水害、これはいちくわれてるのあんまりなかですたいね。

だから、もう全市的にジャンボタニシの被害はひどかったですもんね。

今、いずれにしても、この被害状況とその対策について、全部の答弁をお願いします。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／まず、ジャンボタニシの被害につきましては、農業共済組合に確認いたしました。

昨年度、令和4年度につきましては、面積としまして2.8ヘクタール、今年度につきましては、現在調査中ではございますが、先ほど議員さんから紹介がありましたように、被害が多いように感じているところでございます。

対策としまして、各農家さんによる薬剤散布と、適切な水管理のほうをお願いしている状況です。

また、カラス、カモによる被害ですが、ここ数年、被害が多いように感じているところでございます。

通報や巡回の元に、麦等に対する被害エリアを確認しておりますが、こちら、農業共済等への被害申請がないため、面積までは把握できない状況です。

あと、対策としましては、鷹匠等に依頼し、捕獲や追い払いによる被害防止対策を行っており、また本年8月には、武雄市鳥獣被害防止対策計画の見直しにより、年間を通して捕獲や威嚇ができるように見直しを行っているところでございます。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／次に、農業の厳しい話をしますけども、化学肥料が大体40%ぐらい上がったようにすよね。

農薬が20%から40%ぐらい上がってると思いますけども、米は上がらなばってんですよ、資材ばっか上がってるということで、農家は大変なんですけども、質問として、資材の高騰に対する支援についてはどうなんでしょうか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／化学肥料等の高騰対策にしまして、市のほう、それと県、国、それぞれでございます。

市のほうにおきまして、水稻に対する支援としまして、水稻肥料等価格高騰緊急対策支援事業、また、畜産業におきましては、飼料価格高騰緊急対策事業、それと農作物全般ではございますが、肥料価格等緊急支援事業等を行っております。

また、国や県においても、それぞれ支援事業等がございます。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ここに、稲わらとか、麦わらの焼却やめて有効に活用しましょうということでチラシがありました。

稲作前に、麦わらばすきこんでということで、すきこめが、***2回、荒かきと代かき、2回せんばいかん、その後にガス抜きもせんばいかんです。

私は麦をつくっとらんばってん、麦のつくっとう農家とこの前話をしましたけども、2回もせんばいかんでしょと話をしたき、なんば言うよねって、麦わらの***3回も4回もせんば、代かきばせんばええとこならんちゅう話もありました。

そこで、質問として、麦わらをすき込んだ場合の交付金は幾らぐらい出てるんですか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／武雄市農業再生協議会におきまして、10アールあたり3,000円を交付しております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／私の考えをいえばですよ、たった3,000円、1反当たり、10アール、3,000円のものでですよ、代かきを2回も、場合によっては3回も4回もせんばいかんでしょ。

私ははっきり言って、安かと思うんですね、3,000円やってですよ、はっきり言うてですよ。

私の地区の農作業の賃金で見ますと、賃金は大体、代かき6,000円ですもんね。

それから考えきですよ、やっぱり安かとですよ、はっきり言って。

もうはっきり言って***安かきですよ、農業の効率ば考えたらね、***、はっきり言うて。

3,000円でやってどがんするんですか。

もっとね、これをもっと上げてほしい、交付金ば。

***よかと思えますよ。

私はそう思いますけども、市長どう考えますか。

議長／佐々木営業部理事

佐々木営業部理事／支援の単価につきましては、毎年、武雄市農業再生協議会において協議をされ、決定されております。

こちらのほうで検討していきたいと、そのように思っております。

議長／16 番 松尾議員

松尾議員／やっぱりですよ、これは本当に、やっぱり 3,000 円がもらえるというのはあわんですもんね。

***してですよ。

だからもっと上げてくれんぎですよ、はっきりいって***したほうが早かとですよ。

だから今は循環型の農業なんて言われてね、きれい事言われたばってんですよ、私は農業の人が結構***なかるうかと。

はっきり言って農家***早かもんねって言いさったですよ、はっきり言って。

そげん、もっと***もっと値段ばですよ。

3,000 円***。

もっと上げてくださいと、つくづく思います。

次に、花まるにお尋ねをしていきたいと思えますけども、2 点聞こうと思って、1 点で終わります。

自分の考えをまず言います。

花まる学習にボランティアで自主的にやりたいという人が登録しんさつとは、大いに結構なことだと思えますよね。

例えば自分の孫がおるけん、花まるに登録したいという人が多とはよかばってん、地区の人から支援員を***負担を感じるということの話も、私も聞いております。

もし、そういうことがあったら、支援員が集まらなかったら、私は花まるの職員だけでしてほしいと思えますよね。

そういうふうに思います。

支援員が集まらない場合は、地区から何人か出してくださいというのは、こういうことは絶対にやめてほしいと思えますけども、質問になりますけど、花まる学習会を今後続けていくためにも、市民が負担を感じないような運営に努めていただきたいと思いますけど、市の考えはどがんでしょうか。

議長／松尾教育長

松尾教育長／現在、花まる学習会に支援いただいている地域の皆様には、本当に感謝をしているところでございます。

議員御指摘のように、花まるタイムの実施については学校と地域が連携・協働する、地域学校協働本部の活動の一つと位置づけております。

各町の実態にあわせて実施しているところでございますが、御指摘のとおり、負担感を生じないような運営をお願いしたいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／次に、健康診断についてお尋ねしていきたいと思っております。

あと5分ですね。

実は、今全ての健康診断は予約制ですということ***。

全て予約制ですと、これは全国に配布したわけですね。

批判が結構あるとですよ。

予約の電話がなかなか通じないと。

これは第1点ですね。

通じない***ただの予約***、根掘り葉掘り聞かれて、5分も10分もしゃべらんばいかんって。

そういうふうな御批判があってございました。

自分も、自分の話をするだけどもね、私も以前は、コロナ前はですよ、これ行きよったですよ。

でも、予約になってから、予約してまで行かんでよかっていう気持ちになって、今は行かんで、普通の病院でしております。

でも、メニューが少なかですよ、病院は。

なかなか、何でもされんですもんね。

本当はこれ行きたいんだけど、全て予約制となつとうばってんですよ、実は、人から聞いた話じゃあ、予約なしも行かれたちゅう話ば聞いたばってんですよ、その辺どがんですか。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／おはようございます。

議員お尋ねの検診の予約についてですが、コロナ感染症の感染者増加に伴い、令和2年度より、特定健診、がん検診の集団検診については予約制としております。

新型コロナウイルス感染症が、感染症の分類2類から5類へ移項した現在も、感染対策や待ち時間の短縮、健診効率化、こういったところで予約制としております。

しかし、予約なしで会場に来られた方も、空き時間がある時間帯までお待ちいただいた上で、受診していただいております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／ということは、さるっということですね。

全て、全て予約制って書いてあるとですよ。

これは、わざわざ武雄市一般にも配って、***配ったと一緒になかですか、結果的には、でしょ。

全て予約制ってなっとう。

私はそがんこともあったけん、行ったらんとですよ。

だから今後は、予約制ですけれども、予約制じゃなくても検診できますよと。

ただし、その場合は待ち時間が生じる場合がありますよと***ただし書きを書いて、やっぱり受診率が上がることを考えてほしかと思うんですよね。

全て、全て予約制って買って、予約制***、やっぱりそがんことはきちっと書いて、やっぱり受診率を上げてほしか。

私なんかですよ、これで行かんやったとですよ、予約制にかわってから。

それも全て予約制って。

私はそういうふうに思いますけども、今後は今言うた点をですよ、改めていただきたい。

予約なしでも行かれるちゅうことをちゃんと謳っていただきたいといますけども、いかがでしょうか。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御指摘いただいていますこと、誤解をまねくこととなりましたこと、申し訳ございませんでした。

次年度のチラシには事前予約のお願いと併せて、議員おっしゃいますように、待ち時間が発生するが、予約なしでも受診できる旨記載し、進めていきたいと考えております。

議長／16番 松尾議員

松尾議員／いずれにしても、一番大事かとは何か***、受診率ば上がることですもんね。

だから、そういうふうに、今、私が言うた***答弁していただきましたけど、そういうふうに進めていただきたいといます。

以上で終わります。

議長／以上で16番松尾議員の質問を終了させていただきます。

ここで、議事の都合上、10分程度休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番 毛利議員の質問を許可いたします。

御登壇を求めます。

3番 毛利議員

毛利議員／ただいま、議長より登壇の許可をいただきました。

3番 毛利清彦、9月議会一般質問の大トリでございます。

3月の議会ですとどうしようかと話題をとりましたが、今回もどうしよう議員ということで質問させていただきます。

今回の質問は、サイバー攻撃とセキュリティ対策について、「おくやみ手続支援窓口」について、武雄市民遺産制度設立についての3項目の質問をいたします。

まず、サイバー攻撃の質問ですけども、私たちの日常生活の中に、もうインターネットは欠かせないものとなってきました。

IT時代からAI時代と、すさまじい早さで進んでいます。

恐怖となっているのが、企業や自治体へのサイバー攻撃です。

市役所がサイバー攻撃を受けたときの、対応する課はどこでしょうか。

まず、最初の質問です。

議長／山北企画部理事

山北企画部理事／庁舎ネットワークのセキュリティ対策を含めた管理運用につきましては、企画部デジタル政策課が担当しております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／次の資料です。

これ、古い資料なんですけれども、2021年度に観測したサイバー攻撃関連の通信数、これは総務省の発表ですけども、ちょっと古い資料で申し訳ございませんけれども、パケット数、通信するときに、大きなデータの塊を送るのではなくて、一旦小さくして送ると。

その小さい、分けたデータのことなんですけれども、2018年から2021年、3年間で2.4倍。もし2023年ですと、4倍、5倍になっているという話です。

記憶にあると思いますけども、徳島県つるぎ町立の半田病院、2021年、令和3年11月30日に生じたランサムウェア被害です。

このランサムウェアというのは、身代金が支払われるまでにコンピューターシステムやデータへのアクセスをできなくする悪意のあるソフトウェアということで、病院側は身代金を払っていないが、データ復旧を依頼されたデータ復旧会社に支払った金額は7,000万円。

システム復旧に約2億円使ったそうですけども、これが、復旧まで2か月かかったと。

要するに、患者電子カルテが全部奪われたというか、そういう事態が起きたと。

新しい資料なんですけども、2023年4月14日に、テレビ朝日の報道にありました。

横浜市は11日から議会中継をネット上で視聴できるサービスなどを停止しましたが、それはシステム運営会社がサーバー攻撃を受けたのが原因だといわれております。

システム運営会社によりますと、外部からサーバーの大量アクセスがあり、一部のサーバーには侵入の形跡があったため、被害拡大を防止するために、外部からのアクセスを遮断したと。

その影響で、横浜市やほか、広島県、滋賀県など、全国90以上の地方自治団体で、議会中継などのサービスを中止したと。

これまで情報の漏洩や悪用される事象は確認されていないということで、ここで質問したいのが、もし、サイバー攻撃、セキュリティの対策についてお聞きしますが、2023年の調査では、地方自治体に対するランサムウェアの攻撃の割合が、前年58%から69%に増しているということが明らかになったと。

武雄市は大丈夫でしょうかねという質問ですけども、担当課が、市長に、サイバー攻撃を受けた、受けてしまったと、そこでどうしようかと来たときに、もう既に遅いので、セキュリティ対策についてどうなっているかお聞きいたします。

議長／山北企画部理事

山北企画部理事／近年のサイバー攻撃は、手口の巧妙化、高度化しておりまして、セキュリティ対策は重要な課題となっております。

外部からの攻撃対策として、ファイヤウォールやウイルス対策のソフトに加え、県及び県内市町で共同運用しております、佐賀県セキュリティクラウドの仕組みの中で防御対策を行っております。

事案が発生した場合の対応につきましては、国のセキュリティに関するガイドラインを踏まえながら、システムによる対応、警察や国の機関との連携、協力しながら、迅速に対応する

ことになります。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／私のパソコンにも、皆さんもそうだと思いますけども、身に覚えのない架空請求メール、なりすましメール、詐欺メール、ウイルスメール、たくさん入ってきます。

この場合は、ちょっとモニターに出していますけれども、全く知らない、りそな銀行、本店は大阪なんですけれども、取引の目的、定期的に確認をお願いします、順次お願いしますと入ってきます。

もっとたくさんあるんですけども、一例です。

秋田銀行からも来ました。

Amazon、よく利用するんですが、Amazonも来ます。

残高が少ないために、確認をお願いしますと。

宅配便も来ます。

海外から荷物が来ていますので、1,000円納めてくださいと。

一番つらいのはE T Cカード。

E T Cカード使えなくなりますよと、そういうようなメール、たくさん来ますけれども、職員の方にも、1人1台パソコンをお持ちだと思いますけど、***迷惑メールが来ていると思いますけども、それにつきまして、現状、お尋ねいたします。

議長／山北企画部理事

山北企画部理事／なりすましメール等の迷惑メールにつきましてはチェックを行っております。受信確認後、速やかに職員へ対処法についての周知を行っております。

また、報道にありましたような爆破予告など、市民の安全に関する事案につきましては、メールの受信記録などを収集し、警察へ提出するなどの対応を行っております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／サイバー攻撃について、完璧に対応されているということで理解したいと思いますが、国のほうも、22年に摘発したサイバー犯罪が1万2,369件。

警察のほうも非常に危機感を覚えています。

サイバー空間の脅威が深刻化しているということで、部に格上げということ書いてありますけれども、警察も本気出しているんですけども、下のほうで、サイバー空間での脅威は増し

ており、22年に全国の警察が摘発したサイバー犯罪は、先ほど申し上げた1万2,369件と、過去最高を更新したということで書いております。

資料によりますと、被害総額が約1,000億円ということが書いてありました。

それにつきまして、セキュリティ、サイバー攻撃の手續が本当に多様化している現状でございます。

複雑化しています。

昨今、重要インフラや個人情報による、自治体のセキュリティ対策の強化が必要となっております。

警察の連携が必要だと思いますけども、この点、セキュリティの取組、お尋ねいたします。

議長／山北企画部理事

山北企画部理事／御質問のセキュリティについての取組ですが、職員のセキュリティ意識向上ということで、庁内において、市が保有する情報資産、機密性、完全性、可用性を維持するために、市が実施する情報セキュリティ対策について、基本的な事項を定めた武雄市情報セキュリティポリシーを定めております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／今説明で、セキュリティ、大丈夫ということで理解しますけども、武雄市の4万7,000人の個人情報を持っている武雄市でございますので、ぜひサイバー攻撃等に負けないようにといたしますか、職員の技術の向上、研修等を行ってほしいと思っております。

次の質問です。

3月の議会で、地区葬祭、葬儀場、葬祭公園が新しくなったということで、4月から開始されておりますけれども、駐車場が広くなって、路上駐車もなくなったと。

非常に快適という言い方悪いんですけども、職員に聞きましたら、何か困っていることはありますかと聞きましたら、別に困っていないということをお聞きいたしまして、安心しましたけども。

しかし、質問した、駐車場きちんとあるんですけど、右側にやはり、マイクロバスの運転手に聞きましたら、諦めてるというか、それこそ、この道どうしましょうかという話したんですけども、もういいよというか、もうしかたないよと返事が返ってきましたので、相変わらず変わらない、道がでこぼこであるということで、修理をお願いしたいと思っております。

これは通告していませんので、関連ということで出してみましたけれども。

関連の内容ですけれども、「おくやみ手続支援窓口」について、あとは3点ですけれども、亡

くなった、遺族が行う手続、ワンストップ化について、おくやみガイドブックについて、この3点についてお聞きしますけども。

家族が亡くなるということは、本当に遺族の皆さんにとって突然訪れる本当に深い悲しみですけれども、その遺族が急に通夜、葬式、儀式の準備と、その手続をしなければなりません。

泣いている暇はない現状です。

さらに亡くなった後に、市への手続、銀行の手続、相続の手続、あらゆる手続が待っております。

私も経験しましたが、何から始めていいかわからないのが現状です。

それでちょっと私も勉強しましたが、こういう順番があります。

1日目、お亡くなりになります。

亡くなって、近親者への連絡。

死亡診断書を習得して、葬儀社とお寺の手配。

遺族の搬送をして、退院の手続、自宅の場合は違うと思いますけども。

お通夜、お葬式ですね。

死亡届は2日目になります。

またお通夜、すぐされる方もいらっしゃいますけど、お通夜、次の日お葬式と、出棺・火葬、初七日、これ3日目ですけども、あとは葬儀へのお支払い。

これは悲しみの中で、全て葬儀会社が行ってくれます。

この後ですよ、また保険証、いろんな作業があります、手続があります。

まず最初の質問ですけども、亡くなられてから葬儀などを行う前に必要な手続、どんな手続があるか詳しく御説明をお願いいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御質問の、お亡くなりになられて葬儀を挙げるまでの手続でございます。

まず、死亡から火葬という行為、こちらまでの手続の御説明になりますが、お亡くなりになられて、病院等から発行されます死亡診断書、こちらの左側に死亡届の様式がございます。

こちらのほうに記入いただき、市役所市民課へ届け出いただくということになります。

時間外等もございますので、こういった場合は宿直等でも対応をしている状況でございます。

次に、市役所市民課へ火葬の予約を取っていただくことになります。

こちらの予約に対しては、こちらも時間外、宿直室のほうでも行えます。

また、予約に関しては電話でも受付をしております。

市役所から火葬許可書と柁藤葬祭公園使用許可書の発行をします。

こちらを持って、杵藤葬祭公園へ行ってもらうということになります。

モニターをお願いします。

次に、葬儀等が終わられてからの、市役所健康課の窓口で行っていただく手続ということになります。

スライドに示しております御案内というA3両面に記載されている資料でございます。

こちらのほうに手続等必要なものが記載されておりますが、死亡届の際、スライドに示しております御案内の死亡に伴う市役所での各種手続等の資料としてお渡ししております。

こちらは、葬祭費、保険関係などの国保年金、介護に関する事、障害者手帳や療育手帳、児童手当などの福祉に関する事、そのほか、市税、上下水道、市営住宅、環境、農地に関する必要な手続の内容や必要なもの、こういったものが担当課電話番号を記載して、示しております。

御案内に記載されている内容で、必要な手続を市役所健康課等の窓口で行っていただきたいと思えます。

また、御不明な点がございましたら、該当する担当課へお尋ねいただければと存じております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／今の説明は、答弁は、亡くなられた後すぐの市役所の手続ですね。

その後、先ほど申し上げたお通夜、葬式が終わって、亡くなられた方に関して市役所で行うような様々な手続があると思うんですよ、ここに出したように。

本当に大変な作業があります。

私、ほかの自治体に聞いてみました。

これは新潟の上越市、以前は御遺族の手続が15部署、これ全部回ったそうなんですけども、これ全部回ると2日もかかったという状況だったそうです。

この状況を何とかしなくてはならないということで、亡くなられた後の手続をワンストップにして、遺族の方が来て、その後、簡単にできるような、上越市ですけれども、その結果、ワンストップにしたら、手続に関わる時間が1時間もかからなくて済んだと。

劇的な変化ですね。

そこで、遺族の方が受付に来られて、もう悲しみが、やっと葬儀が終わったと。

市役所に来て、どこに行ったらいいか分からない。

そのときに、どうしようかと来られたときに、質問ですけども、武雄市では、亡くなった方に対して手続、各課を回る、そういうシステムかどうか、お聞きいたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御質問のワンストップについてでございます。

こちらのワンストップとは、市役所において、窓口での受付体制のことでございますが、葬儀等が終わられた後、御遺族が来庁されてからのお手続をお待たせすることなく行っていただくため、ワンストップ対応を行っている状況でございます。

具体的には、死亡届を受領後、市民課から健康課へ亡くなられた方の情報の提供があり、窓口を担当する健康課、福祉課、こども家庭課、税務課がシステムで共有し、御遺族が来庁されるまでに、各課が必要な手続について事前に確認をしている状況でございます。

その後、御遺族が再び来庁された際には、御遺族が最初に来られた部署でお手続が完了するように、各課の担当者が一つの窓口で入れ替わり対応を行っております。

さらに、犬の登録者変更や農業者年金などの各種手続がある場合も、担当者が1階窓口で対応をしているような状況でございます。

そのほか、上下水道、市営住宅等の、庁舎外での手続が必要となる場合は、連絡先等を記載した案内を、先ほどお示ししました案内の資料をお渡ししている状況となっております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／今の答弁ですと、健康課だけでも5つあるということです。

ワンストップ化にされているということで、一応安心しましたけども、遺族の方は、ただでさえ深い悲しみの中におられるので、手続も簡単にして、ワンストップ、武雄市もされているということで安心しましたけども、遺族の方の御負担を軽減してください。

そして、私は、おくやみガイドブック、武雄市にはおくやみハンドブック、ガイドブックというのがないことに気づきまして、議員の皆さんも、たくさん葬儀、参列されると思うんですけども、私もお茶の箱とか、のりの箱とか山積みになっていますけども、農協に行って、手元にあります葬儀の、葬祭ハンドブック、いただいてまいりました。

そして、農協とJA筑紫(?)、JAグループ佐賀とサガテレビがつくった完全保存版なんですけども、テレビ見えますと、このハンドブック、一家に一冊とかいうハンドブック、そういうコマーシャルが出ておりましたけれども、一家に一冊置いていても、どっかにいくよね、なくなるよねとはちょっと思いましたけども、このハンドブック、葬儀の終わるまでしか書いていないんですよ。

その後の市役所の手続が一つも書いていない。

それは仕方ないというか、葬儀屋さんのお仕事だと思いますけども、葬儀、葬祭のパンフレットは、全く、その後の市の対応が書いておりません。

そこで、ワンストップ化になっているということで、全国各地もパンフレットがあるかどうか聞いてみました。

伊万里にも行ってまいりました。

ガイドブックが、いたる自治体にはあります。

伊万里市に行きますと、おくやみハンドブックありました。

しかし、ワンストップでないということでお聞きしまして、このハンドブック、ガイドブック、見て、おかしいと思いませんか、これ。

全て、菜の花の絵が描いてあるんです。

これは、これも調べましたら、東京の某出版社が発行されているガイドブック、おくやみハンドブック。

中身は、若干違うだけなんですけど、電話番号とか、全て業者がつくったハンドブックです。だから、伊万里もきてるので、全国各地ですね。

これは米子市から取り寄せました。

上越市からも取り寄せました。

しかも、内容は全部一緒です。

法的にも順番は決まっていると思いますけども、内容は一緒です。

豊前市もあります。

東村山、これ全部、***見たら、菜の花の絵です。

若干表紙は違いますが、米子市とか上越市。

表紙は違いますが、中身は全部一緒。

これは武雄市に相談に来られたケースもあるんじゃないかと。

ガイドブック作りませんか。

これは無料です。

後ろのほうにはコマーシャルというか、広告が入っています。

広告でこの雑誌ができていますと思えますけども、こういうガイドブック、おくやみハンドブックといえますかね。

こういうのを作って、依頼して、市役所、公民館に配布して、市民の方がいつでも手に取れるようなガイドブック、ハンドブック、こういう手続の際の全ての自治体が行う、これについて、こういうのを作ったらいかがでしょうかという質問いたします。

議長／諸岡福祉部長

諸岡福祉部長／議員御紹介のガイドブックについてでございますが、先ほど、スライドでも御説明しました、御案内、こちらのほうを、おくやみの手続の手引となるように、現在配布

してワンストップ窓口において対応しているところがございます。

今後につきましては、現在使用しております、先ほど御紹介しました御案内の資料、こちらの内容の拡充や、各戸に配布しておりますくらしの便利帳、こちらにはおくやみに特化した内容はございませんので、こちらへの追加、また、議員から御紹介いただきました先ほどのガイドブック、各自治体が作成しておりますガイドブックですね、こういったものを参考にしながら、当事者である御遺族がより分かりやすく、使いやすい手引きとなるように、前向きに検討してまいりたいと考えます。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／ガイドブックを前向きに検討をお願いします。

今見たように、菜の花の絵が表紙ですけども、東京の業者がつくったものでございます。無料でございますので、こういうものを生かして、もし何かあった場合といいますか、遺族の方に少しでもお悩み、苦しみを、このガイドブックで安心するようなものを作ってほしいと思っております。

次に、4回目の質問で大変、***困っておられると思いますけれども、武雄市民遺産について、制度設立についての質問です。

皆さん困っておられるというか、目的をはっきりしたほうがいいと思ひまして、こういう文章を書かせていただきましたけれども、市民遺産の目的は、遺産を伝えていくこともあるが、地域なり遺産の周囲の人々が遺産を大事にするという気持ち、愛情が途切れないように応援することである。

要するに、愛情が途切れないように応援する、そういう趣旨で目的を考えてみましたけれども、未来に伝えたい武雄のだから。

質問ですけども、武雄市民遺産について、今年の3月議会で、武雄市図書館、朝日小学校の席書会、物産まつりなど、魅力的な観光イベント、いろんな行事がありますけれども、そういったものに武雄市民遺産という肩書きを付けてブランド化したり、地域振興、観光振興につなげてはどうかと質問いたしました。

市長からは、市民部局のほうでしっかりと考えていく必要があると思っている。

営業部のほうでしっかりと魅力度、地域振興、観光振興というところで改めて考えて、今後、御提示をしたいと思っているという答弁をいただいておりますが、その後、どのように検討されているのか教えてください。

議長／山崎営業部長

山崎営業部長／市長の答弁を受けて、営業部のほうで、その設立についてというところで協議を行いましたけれども、現在のところ、設立というところまでは考えておりません。市内の様々な素材を観光資源として、観光パンフレットや、観光協会のホームページに掲載し、セールス等において観光振興に活用しているというところがございます。観光施設だけでなく、焼き物や自然、歴史ある文化財、伝統芸能等、武雄の魅力を武雄の観光資源として、引き続きPRに努めていきたいというふうに考えております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／なかなか長い道のりになると思いますけれども、設立は市民への光だと思っております。

一応、案です、一例です。

前回も出しましたけれども、一例を挙げて、イメージとして皆さん考えてほしいと思っておりますが、本当に一例です。

まず、武雄図書館ですね、一番上にある。

年中無休、来客者が約80万人。

真ん中が、若木の棚田、川内のほうの棚田です。

約30ヘクタール、この***10月9日に音楽祭もあるそうですけれども、頑張っておられます、棚田です。

同じ、若木の永野の風穴。

年間を通じて、平均温度8度から9度、これもいいですよ。

朝日小学校の席書会。

明治に始まりました。

来年が150周年の記念大会です。

これもギネスブックにも出るんじゃないか、出してもいいんじゃないかと思っています。

来年が150年記念大会。

また若木の話になりますけど、私は初めて眉山キャンプ場に行きました。

当時はちょっと曇っておりましたけども、本当にいい眺めらしいです。

昼は雲仙普賢岳が望めて、夜は満天の星と。

景観や、こういうふうに見える場所、文化財ではありません。

景観も市民遺産になるんじゃないかなと。

それと、桜。

庭木ダムの桜、周辺が約2キロ。

武雄の宝です。

市長の、あるものを生かす。

これ本当に一例です。

本当に挙げたかったんですけど、たくさんあります。

私いろんな人に聞いてみました。

武雄のイメージって何なの。

そしたら、みんなです、私は楼門かなと思ったら違うんですね。

御船山。

楼門はですね、国の重要文化財なので肩書きがあります。

この御船山、何で武雄のイメージなのと。

高速を降りたら、まず、この御船山が見えると、ほっとすると、楼門じゃないよと。

温泉もいいけれども、この山を見た瞬間に、武雄に来た、みんなですね、武雄のイメージは御船山だよとお話を聞きまして、ああ御船山なのかと。

本当、高速を降りたら御船山***。

これ、武雄***。

今、私の知り合いの女性が「チームラボかみさまがすまう森」、これ、11月5日までありますけども、光の祭典が、これ、みんな大好きなんですね。

御船山で行われる。

こういうところに行きたいと、御船山に行きたいと。

皆さん、御船山は武雄のイメージ、武雄のシンボルとして考えておられます。

私、ふと思ったのはですね、これもいいですよ。

武雄市初の唯一のお酒、御船山。

牟田酒造場が発売されています。

これこそ、ここにシールを貼って、武雄市民遺産。

もっと売れると思うんですけども、これも地域振興につながると思います。

それで、またふと思ったのが、景観、山とかそういうの。

前回、杉原議員が言われました、黒髪山もいいよねと。

狩立・日ノ峯ダム(?) もいいよねって。

たくさんあるんですよ。

こういうのをですね、市民遺産、景観、景色、これも市民遺産の一つのイメージとして考えてもらったら、こういうものがあるんだなど。

そして、私がいつも言っている少子化問題、これもクリアするためといいますか、もう昨日の敬老会、10人に1人が80歳以上ということで出ていましたけれども。

佐賀新聞の8月30日。

出生数が37万人、36%減。

上半期の前半で、もう少子化の歯止めがきかないと。
聞いてみました、区長さんに。
もう伝統文化がなくなるよと、もうどうしようもないと。
どうしょうもなくて、もうどうしようもないと。
終わってしまうと。
モグラ叩きなんですけども。
それぐらい少子化というのは、もう危機です。
私のところの話ではございませんけども、これはサガテレビ、22日に取材に行きます。
橘町の彼岸登り、明日から始まります。
26日まで1週間あります。
これは各区で順番で、潮見神社の上宮に奉納すると。
武雄市には、国の重要無形民俗文化財の指定を受けている、武雄の荒踊ってあります。
高瀬の荒踊、宇土手の荒踊、中野の荒踊。
これは激しい踊りなので、国の重要無形民俗文化財になっているのも当然だと思いますけども。
ただ、サガテレビいわく、これが本当のお祭りですよと。
一週間続くんです。
日本でも珍しいお祭りなんです。
子供たちも奉納したり、準備をしたり。
荒踊とは違う世界で、もう地元の人が奉納するという。
奉納が、もう歴史的にも100年、200年、もう昔から続いている。
文書が残ってないんで、こういうふうなお祭りがあります。
各地域もこういうふうな指定された以外のがたくさんあるんですけども、あると思うんですよ。
そういうものに光を与えてほしいと。
これ、1週間続くんですよ、各区からですね。
順に***各区から毎日、違う区が上がって奉納して。
お社でお酒を飲むんですけどね、お酒を楽しみでするといいますかね(?),御神酒ですので、いいと思いますけども。
こういう意味で、いろんな光を与えてくださいというふうな、風景や文化財、いろいろなものがあると思います。
既に行っているのが、太宰府***、宇都宮市、島田市(?)、これ前に出しましたが、いろんな地域で、市独特の意味で、形で、武雄市民遺産、遺産をつくっているんですけども、これについて質問したいと思いますけれども。

武雄市では現在、私は武雄市ということで、武雄にまつわる一押し、武雄市というものに取り組んでおられますが、例えばこの中でも特にすばらしいもの、特に推したいものを武雄市民遺産、そういう名称をつけて認定して、私は金がかからないと思うんですよ、全くかからないと思います。

認定***は錦旗を配る、宣伝してもらおう。

もっと地域振興や観光振興、これは地域振興よ観光振興にならないものもたくさんあると思うんですけども、伝統文化を継承するために、重要な考え方ではないかと思っておりますが、これについて質問いたします。

議長／小松市長

小松市長／前回、私が方向性の答弁をしたので、ちょっと改めて、今の御質問も含めてお答えをしたいと思います。

御提案いただいている武雄市民遺産についてですけれども、先ほど部長からお話がありましたとおり、今の段階で、この遺産制度を設立するという考えはないというところであります。おっしゃるように、やはり地域の皆さんがその地域を大事にして、そして、伝承していくというところは大事だということも私も共感するところであります。

ただ、一方で、例えばこういった市民遺産制度の設立をする場合に、市民のみんなで作ってこうという、そういうところが大事だと思いますし、やはり歴史や文化について市民の皆さんの関心が高まっていく、そして、協力をしようという人が増えてくるというところはやはりあわせてないと、なかなかやっぱり制度をつくっただけで終わってしまうんじゃないかというふうに思っています。

もともとが、市長部局で検討ということだったんですけども、最初、文化財のほうで検討していました。

最初、言った伝承ということを中心に考えていたときに、前回、6か月前の質問で、地域振興や観光振興、ブランド化という話も出ましたので、じゃあこちらで検討しましょうということで、営業部のほうでも様々検討して、今そういう状況だということであります。

やはり文化を活用したまちづくりというのは大事だというふうに思っています。

ただ、それが、行政だけが先行するのではなくて、市民も一緒に歩いていくところが大事だと思っています。

そういったのをどういうふうにしていくかというのは、組織の在り方も含めて、少しここはじっくりと考えさせていただきたい。

当然、この御提案も含めた上で考えさせていただきたいなと思っています。

武雄市についても、もともとは市民の皆さんが、自分の地域に誇りを持ってもらおうという

ところが目的でありましたので、こういうのも一つ活用していくのも手だと思いますけれども、そこも含めて、ちょっと改めてですね、やり方をじっくりと考えさせていただければなと思っております。

議長／3番 毛利議員

毛利議員／提案したのは、市民遺産、目的をやはり、市長が言われたように、武雄の誇り、武雄の宝、あるものを生かす、本当に愛情が途切れないように応援することであるということで、少子化の時代、いろんな時代に突入します。

インターネットの時代。

私たちが残せるものは残す、なくなるものはなくなる、仕方のないこと、栄枯盛衰でございますけれども、いろんな形で武雄市民遺産という、じっくり議論して、やっぱり必要だと、これ盛り上がるよと、こういう制度をつくろうと、ぜひ、上層部の方といたしますか、市長も考えてほしいと思っております。

では、以上ですね、9月の議会、一般質問を終わります。

以上です。

議長／以上で3番毛利議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。